

入学料免除・徴収猶予申請について ～本学独自制度申請者用～

学部学生（養護教諭特別別科生）編

新潟大学

養護教諭特別別科生に対する入学料免除は、本学独自の制度により実施します。

以下に該当する者は、制度を利用することができます（制度利用の要件は一部限定されています）。

- 入学前1年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- 入学前1年以内において、本学に入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- 特定の災害により被害を受けた者【特定災害枠】

また、入学料の徴収猶予についても、以下に該当する者に限り、本学独自の制度を利用することができます。

- 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
- 入学前1年以内において、本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

※入学料を納付すると入学料免除または徴収猶予の対象から外れますので、ご注意ください（ただし、入学料納入後、風水害等の災害により被害を受けた等の特別な事情がある場合は対象となることがあります）。

1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続

入学料免除・徴収猶予を申請する者は、入学料を納入せず、次の書類を所定の入学手続期間内に、入学手続書類と一緒に提出してください。提出先は入学手続案内等で確認願います。

①	入学料免除・徴収猶予申請書（別記様式第1号）
②	入学料免除・徴収猶予提出書類確認票
③	家庭調書及び別紙「入学料免除・徴収猶予申請必要書類一覧」に記載のある各種証明書類

※入学料免除【特定災害枠】に申請を希望する者は、必ず「特定災害枠入学料免除実施要項」を確認し、要項に従って申請してください。

※入学料免除・徴収猶予申請書を提出後に入学を辞退する場合には、入学料の納入が必要となります。

2. 結果通知

免除等の結果は、令和7年8月中旬頃に通知する予定です（学務情報システム連絡通知およびメール（入学後に付与されるアドレス宛））。不採用または半額免除の場合は、その旨を告知された日から起算して30日以内に、指定された金額の入学料を納入していただきます。納入しない場合は、本学学則の規定により除籍となりますので十分ご注意ください。

また、徴収猶予を許可された者の入学料の納入期限は、令和7年9月15日（月）です。期限までに納入しない場合は、上記同様本学学則の規定により除籍となりますのでご注意ください。

3. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階学生支援課1番窓口）

電話：025-262-6089 E-mail：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

本学ホームページにも入学料免除及び徴収猶予関係情報を掲載しています。



<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/admission-exception/>